

競馬法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
二	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	9
三	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	10
四	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	11

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条）
第二章	中央競馬（第二条―第十八条）
第三章	地方競馬（第十九条―第二十三条の四十六）
第四章	雑則（第二十四条―第二十九条の二）
第五章	罰則（第三十条―第三十四条）
附則	

第一章 総則

第一条 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」という。）は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

- 一 著しく災害を受けた市町村
- 二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 日本中央競馬会が行う競馬は、中央競馬といい、都道府県又は指定市町村が行う競馬は、地方競馬という。

6 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行つてはならない。

第二章 中央競馬

（競馬の開催）

第三条 中央競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

- 一 年間開催回数
- 二 一競馬場当たりの年間開催回数
- 三 一回の開催日数

四 一日の競走回数

(競馬の実施に関する事務の委託)

第四条 日本中央競馬会は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を都道府県、市町村又は私人に委託することができる。

(入場料)

第五条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者(第二十九条各号に規定する者その他の者であつて農林水産省令で定めるものを除く。)から農林水産省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(勝馬投票券)

第六条 日本中央競馬会は、券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

2 日本中央競馬会は、前項の勝馬投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発売することができる。

3 第一項の勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の勝馬投票券と、当該電磁的記録の記録は同項の勝馬投票券の記載とみなす。

(勝馬投票法)

第七条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下この条及び第十二条第四項において「基本勝馬投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを勝馬とする方式をいう。以下同じ。)の五種類とし、勝馬投票法の種類(重勝式勝馬投票法その他農林水産省令で定める勝馬投票法については、当該勝馬投票法ごとに農林水産省令で定める種別。以下同じ。)(ごとの勝馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、農林水産省令で定める。

(払戻金)

第八条 日本中央競馬会は、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金(勝馬投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。)の額に百分の七十以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会が定める率を乗じて得た額に相当する金額(重勝式勝馬投票法において次条第一項又は第三項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。)を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分して払戻金として交付する。

2 前項の払戻金の額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 勝馬投票の的中者が不在の場合（次条第一項に規定する場合を除く。）においては、その競走についての払戻対象総額を、当該競走における勝馬以外の出走した馬に投票した者に対し、各勝馬投票券に按分して払戻金として交付する。

4 第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、農林水産省令で定める。

第九条 重勝式勝馬投票法の種別であつて勝馬の的中の割合が低いものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条において「指定重勝式勝馬投票法」という。）についての勝馬投票の的中者が不在場合には、当該勝馬投票に係る払戻対象総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初の中者があるものに係る加算金とする。

2 指定重勝式勝馬投票法について、前条第一項の払戻金の額が農林水産省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の前条第一項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初の中者があるものに係る加算金とする。

4 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の加算金の処分については、農林水産省令で定める。

第十一条 第八条及び第九条の規定による払戻金又は次条第六項の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

（投票の無効）

第十二条 勝馬投票券（重勝式勝馬投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。）を発売した後、当該競走につき次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。

一 出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。

2 前項の場合のほか、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき勝馬がない勝馬投票法の種類があつたときは、当該勝馬投票法の種類についての投票は、これを無効とする。

3 発売した勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その番号の属する組）に対する投票は、これを無効とする。連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法において同一の番号を一組とした場合において、その番号の馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた同様である。

4 重勝式勝馬投票法に係る基本勝馬投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法を基本勝馬投票法とする場合にあつては、その勝馬投票券に表示された組）をその勝馬投票券に表示する重勝式勝馬投票法の投票は、これを無効とする。

5 入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対し発売した勝馬投票券

の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

6 前各項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、日本中央競馬会に対し、その勝馬投票券と引換えにその券面金額の返還を請求することができる。

(馬主の登録)

第十三条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う登録を受けた者でなければ、中央競馬の競走に馬を出走させることができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

(馬の登録)

第十四条 日本中央競馬会が行う登録を受けた馬でなければ、中央競馬の競走に出走させることができない。

(競走馬の調教及び騎乗)

第十六条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、中央競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乗することができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免許を取り消すことができる。

(登録料及び免許手数料)

第十七条 日本中央競馬会は、第十三条から前条までの規定による登録及び免許について、実費を勘案して農林水産省令で定める額の登録料及び免許手数料を徴収することができる。

(特別登録料)

第十八条 日本中央競馬会は、農林水産大臣の認可を受けて定める中央競馬の競走に馬を出走させようとする者から、三百万円以下の特別登録料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した特別登録料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

第三章 地方競馬

(競馬の実施に関する事務の委託)

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会、地方競馬全国協会又は私人に委託することができる。

（準用規定）

第二十二条 第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び第二項、第八条第一項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、その売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額に応じ、その額の千分の四以内において農林水産省令で定める金額に相当する金額

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

（交付金の特例）

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号の規定による交付金（以下「一号交付金」という。）の交付を同条第二項に規定する期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期限を延長することができる。

一 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で農林水産省令で定める期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、当該一号交付金の交付の期限を延長しようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 その交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間（以下「特例期間」という。）

二 特例期間においてその交付の期限の延長をしようとする一号交付金の額の見込み

三 前号の一号交付金の延長後の交付の期限（以下「特例期限」という。）

四 その他農林水産省令で定める事項

3 特例期間は、五年を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善

に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限（第二十三条の四の規定により特例期限を延長した場合にあつては、その延長後のもの）内に当該期限の延長の対象となつていない一号交付金（以下「特例対象交付金」という。）を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退（都道府県又は指定市町村が、その議会の議決に基づき、競馬の開催をしなくなることをいう。以下同じ。）をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができる。

2 前項の場合において、当該特例対象交付金をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 競馬の事業からの撤退の日

二 競馬の事業からの撤退に伴う事務を行うために必要な期間

三 前号の期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費の総額

四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額

五 その他農林水産省令で定める事項

3 前項の規定による協議は、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第四号の額の特例対象交付金を同項第三号の経費に充てることが適当であると認めるときは、同項の同意をするものとする。

5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 第二十三条の三第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による同意について準用する。

（地方競馬全国協会）

第二十三条の十 地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 馬主及び馬を登録すること。

二 調教師及び騎手を免許すること。

- 三 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- 四 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。
- 五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備（第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。）を行うこと。
- 七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- 八 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。
- 九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- 十 第二十三条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- 2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。
- 3 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第四章 雑則

（秩序の維持等）

第二十四条 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

（競馬等の監督）

- 第二十五条 農林水産大臣は都道府県、指定市町村、競馬事務受託者又は協会に対し、都道府県知事は指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
 - 3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。
 - 4 第一項又は前項の規定により職員が立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、これに関係人に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（脱法行為の禁止）

第二十七条 何人も、いかなる名義をもつてするを問わず、第一条第六項の規定を免れる行為をすることができない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 競馬に係る政府職員にあつては、全ての競馬の競走について

二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走（日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合には、当該競馬の競走を含む。）について

三 地方競馬に係る都道府県職員、市町村職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員にあつては、全ての地方競馬の競走について

四 第四条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員であつて当該委託を受けた事務に係るものにあつては、中央競馬の競走について

五 協会の役員及び職員にあつては、全ての地方競馬の競走について

六 中央競馬に係る調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、中央競馬の競走について

七 地方競馬に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、全ての地方競馬の競走について

八 前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に従事する者にあつては、当該競馬の競走について

（勝馬投票類似の行為の特例）

第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走に関し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に関し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができる。

2 農林水産大臣は、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

第五章 罰則

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第一条第六項の規定に違反した者

二 第二十七条の規定に違反した者

三 中央競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

附 則

第四条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合には、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、第一条第二項第二号に掲げる市町村とみなす。

（特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付）

第七条 都道府県又は指定市町村は、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれるため、農林水産省令で定めるところにより、競馬場の改修その他の競馬の事業の収支の改善を図る措置として農林水産省令で定めるもの（以下この項において「特定事業収支改善措置」という。）の実施以外の方法によつてはその競馬の事業の収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成二十年度から平成二十九年度までの間の各年度において特定事業収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置に要した費用の額について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定事業収支改善措置を実施した年度（次項において「実施年度」という。）の翌年度に農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下この項において「認定都道府県等」という。）の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額（その額が実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一）に相当する金額を還付しなければならない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

（規約）

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、次に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

- 一 競馬の施行に関する規定
- 二 馬主、馬及び服色の登録に関する規定
- 三 調教師及び騎手の免許に関する規定
- 四 入場料に関する規定
- 五 会計に関する規定

2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定は、規約の変更について準用する。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（業務の範囲）

第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 競馬を開催すること。
- 二 馬主、馬及び服色の登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。
- 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 競走馬を育成すること。
 - 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
- 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。
- 四 その他競馬（馬術競技を含む。次項において同じ。）の健全な発展を図るため必要な業務
- 3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつ

て農林水産省令で定めるものを行うときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業

二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十三 （略）

二十四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。

二十五 八十七 （略）

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第三号から第十号まで、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務
 - 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
 - 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
 - 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。
- 2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二

- 号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務
- 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
 - 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
 - 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。
- 2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
 - 3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。